

平成30年

第3回市議会定例会 議案第7号

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（
平成25年函館市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「第7項」の後ろに「、第8項」を加え、同条第6
項中「以外の」の後ろに「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項た
だし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員につ
いては、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1
以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老
人ホーム」の後ろに「または指定特定施設入居者生活介護（函館市指
定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を
定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入
居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護
もしくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（函館市指定介護予
防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護
予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を
加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを
1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士または調理員，事務員その他の職員
附 則

この条例は，平成30年10月1日から施行する。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に養護老人ホームを加え，およびサテライト型養護老人ホーム等の職員の配置の基準に関する規定を整備するため